三　次に掲げる児童であつて児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童であるもの

イ　平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童

ロ　平成二十六年一月一日に出生し、又は同日に国外から転入をしたことにより住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録された者であつて、同年二月分の児童手当等の支給の対象となつた児童

5　法第四十一条の八第二項に規定する平成二十五年の所得が児童手当法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十五年の所得（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条に規定する所得をいう。）が児童手当法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である一月分受給者又は二月分受給者（当該一月分受給者が前項第一号イ若しくはロに掲げる場合に該当する場合における同号イ若しくはロに定める者又は当該二月分受給者が同項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当する場合における同号イ若しくはロに定める者を含む。）

二　前項第一号又は第二号に掲げる者に係る同項第一号イ又は第二号イに規定する対象児童の全てが次に掲げる場合のいずれかに該当する場合におけるこれらの号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における同号に掲げる者

イ　給付決定日以前に死亡した場合

ロ　法第四十一条の八第一項に規定する給付金の給付の対象となる場合

ハ　平成二十六年一月一日において第二項第二号イからニまでに掲げるいずれかの者に該当する場合

6　法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定めるものは、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

第十九条の五第二項を次のように改める。

2　法第四十一条の十二の二第六項第一号ニに規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる公社債の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　発行価額を競争に付して行われる入札の方法により発行された公社債（その募入の決定を受けた各申込みの応募価格（以下この号において「募入決定応募価格」という。）により発行されるものに限る。以下この号において「価額入札公社債」という。）又は当該価額入札公社債と同一の発行条件（その公社債の名称及び記号又は番号、利率、利子の支払期並びに償還期限をいう。次号において同じ。）で発行された公社債　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項第三号の規定に基づき計算した当該価額入札公社債の入札に係る募入決定応募価格を額面金額により加重平均して得られる価額その他これに準ずる方法により計算した価額で、その価額入札公社債を発行した者が公表しているもの

二　前号に掲げる公社債以外の公社債（以下この号において「非価額入札公社債」という。）又は当該非価額入札公社債と同一の発行条件で発行された公社債　当該非価額入札公社債の発行価額

第十九条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十一条の十二の二第六項第一号ニに規定する財務省令で定める割合は、百分の九十とする。

第十九条の十一第四項に次の一号を加える。

三　法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社　当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で第十八条の十五第四項第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

第十九条の十一第七項第一号イ(3)中「ロ(4)」の下に「及びハ(3)」を加え、同号に次のように加える。

ハ　法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同条の規定の適用を受ける場合　当該特定新規中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定新規中小会社が経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第三号に定める契約に基づき、当該特定新規中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十九条の十一の二第二項第三号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削る。

第十九条の十六第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項第一号中「に規定する申請書」を「の申請書」に改め、「氏名又は」及び「住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の」を削り、同条に次の二項を加える。

6　施行令第二十七条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の二の二第三項の承認を受けようとする旨

二　法第四十二条の二の二第一項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

三　記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四　法第四十二条の二の二第一項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五　その他参考となるべき事項

7　法第四十二条の二の二第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十七条の三第二項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

第二十条第二項第三号中「代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）」を加え、同条第七項第一号中「とする法人」の下に「（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第九項第一号中「代表者」の下に「（外国法人にあつては、代表者及び法人税法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者。以下この章において同じ。）」を加える。

第二十条の二第一項中「第二十七条の五第五項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同条第二項中「第二十七条の五第七項」を「第二十七条の五第六項」に、「同条第六項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「第二十七条の五第十項」を「第二十七条の五第九項」に改める。

第二十条の三第五項及び第六項を次のように改める。

5　施行令第二十七条の六第三項に規定する取得価額（以下この項及び次項において「取得価額」という。）が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同条第三項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該事業年度（次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次項において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む法第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用（次項において「指定事業の用」という。）に供した第